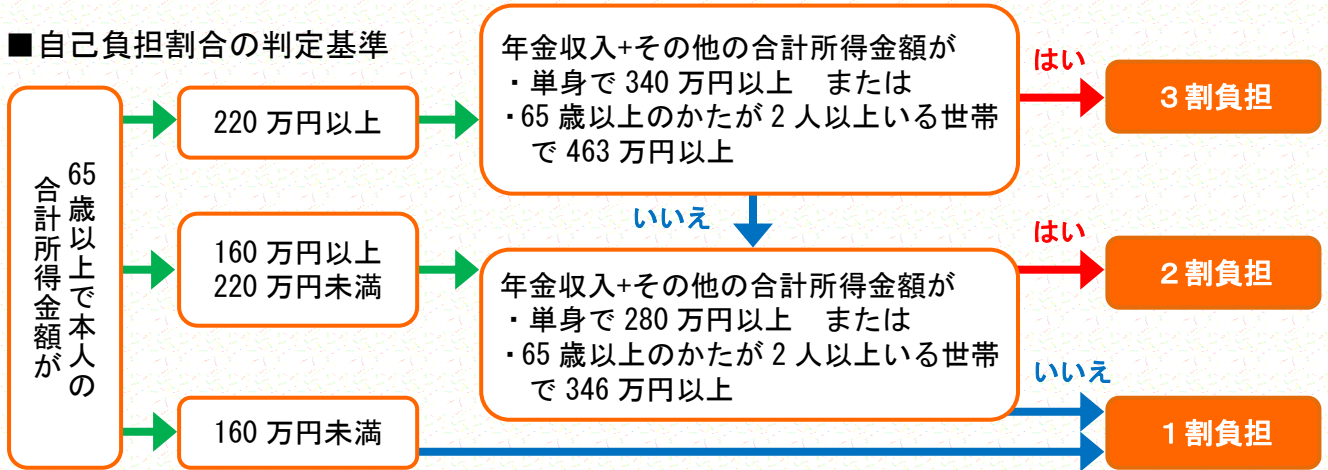


介護サービスの種類と費用

- ・介護保険のサービスを利用したときの自己負担は、1割～3割です。ここでは、自己負担1割の費用をめやすとして示しています。
- ・実際にかかる費用は、利用する事業者の体制やサービスの内容などにより異なります。



※住民税非課税のかた、40歳から64歳のかたは、1割負担です。

居宅サービス

自宅での生活を中心に利用するサービスです。要介護のかた・要支援のかたが利用できます。

要介護1～5のかたが利用できるサービス（介護サービス）

📎居宅介護支援

自分らしい、自立した生活を送るためにどのように介護サービスを利用するのか、ケアマネジャー（介護支援専門員）にケアプラン作成を依頼できます。作成後も利用者が安心して介護サービスを利用できるよう継続して相談・支援が受けられます。

⇒ケアプランの作成及び相談は、無料です。

📎訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパー（訪問介護員）が訪問し、身体介護や生活援助が受けられます。

〔身体介護〕 食事、入浴、排せつの介助など。

〔生活援助〕 住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など。

⇒自己負担（1割）のめやす

身体介護（20分～30分未満利用1回当たり） 249円

生活援助（20分～45分未満利用1回当たり） 182円

※本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

🔗訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、自宅で入浴の介助が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1回当たり） 1,256円

🔗訪問看護

看護師などが訪問し、病状の観察や点滴の管理、床ずれの手当などが受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（30分～1時間未満利用1回当たり）

病院・診療所から 571円

訪問看護ステーションから 819円

🔗訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などの専門職が訪問し、リハビリ（機能回復訓練）が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1回当たり） 292円

🔗通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、入浴サービスや食事の提供、機能訓練が日帰りで受けられます。また、個別機能訓練・口腔機能向上・栄養改善などのメニューも選べます。

⇒自己負担（1割）のめやす（7～8時間未満利用1回当たり）

648円～1,130円

🔗通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。また、口腔機能向上・栄養改善などのメニューも選べます。

⇒自己負担（1割）のめやす（7～8時間未満利用1回当たり）

716円～1,317円

🔗福祉用具貸与

自宅での生活環境を整えるため、以下の福祉用具の貸し出しが受けられます。

- ①手すり ②スロープ ③歩行器 ④歩行補助つえ ⑤車いす ⑥車いす付属品
- ⑦特殊寝台 ⑧特殊寝台付属品 ⑨床ずれ防止用具 ⑩体位変換器
- ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト ⑬自動排せつ処理装置

※要介護1のかたは、①～④のみ利用できます。

※⑬は、要介護4・5のかたのみ利用できます。

④ 特定福祉用具購入

以下の福祉用具を購入した場合に、購入費用の7割～9割が支給されます。年間10万円が上限で、その1割～3割が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

- ①腰掛便座 ②入浴補助用具 ③簡易浴槽 ④自動排せつ処理装置の交換部品
- ⑤移動用リフトのつり具の部分

④ 居宅介護住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対し、費用の7割～9割が支給されます。20万円が上限(原則1回限り)で、その1割～3割が自己負担です。なお、住宅改修のサービスを受けるには、着工前に申請が必要です。

④ 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。連続して利用できるのは30日までです。

⇒自己負担(1割)のめやす(1日当たり)

多床室	586円～859円
従来型個室	586円～859円
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室	684円～959円

※食費・日常生活費・滞在費は自己負担となります。なお、低所得のかた(住民税非課税世帯のかた)の負担軽減制度があります。詳しくは、施設サービスの「所得が低いかたの居住費・食費の負担軽減(特定入所者介護サービス費)」をご覧ください。

④ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居しているかたが受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

⇒自己負担(1割)のめやす(1日当たり) 536円～804円

④ 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。連続して利用できるのは30日までです。

⇒自己負担(1割)のめやす(1日当たり)

多床室	829円～1,042円
従来型個室	755円～965円
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室	835円～1,046円

※食費・日常生活費・滞在費は自己負担となります。なお、低所得のかた(住民税非課税世帯のかた)の負担軽減制度があります。詳しくは、施設サービスの「所得が低いかたの居住費・食費の負担軽減(特定入所者介護サービス費)」をご覧ください。

🔑 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理、指導が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1回当たり）

医師・歯科医師の場合（月2回まで）	509円
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	560円
薬局の薬剤師の場合（月4回まで）	509円
歯科衛生士等の場合（月4回まで）	356円

■ 要介護度ごとの利用限度額

介護保険は、原則としてサービス費用の1割～3割が自己負担となりますが、要介護度ごとに1か月に利用できる限度額が決められています。1か月に利用したサービス費用の合計が限度額を超えたときは、超えた分は全額自己負担となります。

要介護度	利用限度額（1か月）
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※ただし、特定福祉用具購入・居宅介護住宅改修・居宅療養管理指導・特定施設入所者生活介護は上記に含まれません。

要支援 1・2 のかたが利用できるサービス（介護予防サービス）

☞ 介護予防支援

要介護状態が進行しないように、地域包括支援センターの職員に介護予防ケアプランの作成を依頼できます。作成後も利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう相談・支援が受けられます。

⇒介護予防ケアプランの作成及び相談は、無料です。

☞ 介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、自宅で介護予防を目的とした入浴の介助が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1回当たり） 849 円

☞ 介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や必要な診療の補助などが受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（30分～1時間未満利用1回当たり）

病院・診療所から 550 円

訪問看護ステーションから 790 円

☞ 介護予防訪問リハビリテーション

専門職が訪問し、自宅で自立した日常生活を営むことができるように、自分で行える体操やリハビリなどの指導が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1回当たり） 292 円

☞ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。また、運動機能向上や口腔機能向上、栄養改善などのメニューも選べます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1か月当たり） 1,721 円～3,634 円

📎 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。連続して利用できるのは30日までです。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり）

多床室	438円～545円
従来型個室	438円～545円
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室	514円～638円

※食費・日常生活費・滞在費は自己負担となります。なお、低所得のかた（住民税非課税世帯のかた）の負担軽減制度があります。詳しくは、施設サービスの「所得が低いかたの居住費・食費の負担軽減（特定入所者介護サービス費）」をご覧ください。

📎 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。連続して利用できるのは30日までです。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり）

多床室	613円～768円
従来型個室	580円～721円
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室	623円～781円

※食費・日常生活費・滞在費は自己負担となります。なお、低所得のかた（住民税非課税世帯のかた）の負担軽減制度があります。詳しくは、施設サービスの「所得が低いかたの居住費・食費の負担軽減（特定入所者介護サービス費）」をご覧ください。

📎 介護予防福祉用具貸与

自宅での生活環境を整えるため、以下の福祉用具の貸し出しが受けられます。

①手すり ②スロープ ③歩行器 ④歩行補助つえ

📎 特定介護予防福祉用具購入

以下の福祉用具を購入した場合に、購入費用の7割～9割が支給されます。年間10万円が上限で、その1割～3割が自己負担です。（毎年4月1日から1年間）

①腰掛便座 ②入浴補助用具 ③簡易浴槽 ④自動排せつ処理装置の交換部品
⑤移動用リフトのつり具の部分

④ 介護予防住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対し、費用の7割～9割が支給されます。20万円が上限（原則1回限り）で、その1割～3割が自己負担です。なお、住宅改修のサービスを受けるには、着工前に申請が必要です。

④ 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1回当たり）

医師・歯科医師の場合（月2回まで）	509円
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	560円
薬局の薬剤師の場合（月4回まで）	509円
歯科衛生士等の場合（月4回まで）	356円

④ 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居されているかたが受けるサービスです。食事・入浴などの介護や、生活機能の維持向上のための機能訓練を受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり） 181円～310円

■ 要介護度ごとの利用限度額

介護保険は、原則としてサービス費用の1割～3割が自己負担となりますが、要介護度ごとに1か月に利用できる限度額が決められています。1か月に利用したサービス費用の合計が限度額を超えたときは、超えた分は全額自己負担となります。

要介護度	利用限度額（1か月）
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

※ただし、特定介護予防福祉用具購入・介護予防住宅改修・介護予防居宅療養管理指導・介護予防特定施設入所者生活介護は上記に含まれません。

施設サービス

施設に入所して利用するサービスです。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。要支援のかたは、利用できません。

要介護3～5のかたが利用できるサービス

☞介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅では介護ができないかたが対象の施設で、日常生活の介助などを受けます。

⇒施設サービス費自己負担（1割）のめやす（1か月当たり）

多床室 20,910円～24,960円

従来型個室 20,910円～24,960円

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室 23,340円～27,390円

※上記のほかに居住費・食費・日常生活費がかかります。

※平成27年4月から、新規入所は原則として要介護3以上のかたが対象です。

ただし、平成27年3月末までに入所した要介護1・2のかたは、引き続き入所できます。

要介護1から5のかたが利用できるサービス

☞介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要なかたが対象の施設で、介護や機能訓練などを受けます。

⇒施設サービス費自己負担（1割）のめやす（1か月当たり）

多床室 23,250円～29,670円

従来型個室 21,030円～27,330円

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室 23,430円～29,790円

※上記のほかに居住費・食費・日常生活費がかかります。

☞介護療養型医療施設

病状は安定しているものの、長期にわたり療養が必要なかたが対象の施設で、医療や看護、介護などを受けます。

⇒施設サービス費自己負担（1割）のめやす（1か月当たり）

多床室 22,470円～37,740円

従来型個室 19,350円～34,620円

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室 23,130円～38,400円

※上記のほかに居住費・食費・日常生活費がかかります。

④ 介護医療院

医療と介護が一体的に受けられます。主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。2024年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先として位置付けられています。

⇒施設サービス費自己負担（1割）のめやす（1か月当たり）

多床室 24,240円～40,200円

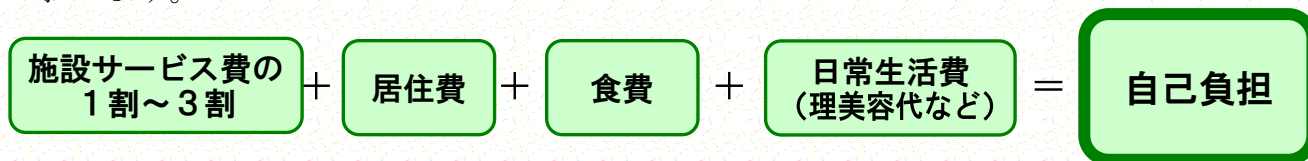
従来型個室 20,940円～36,900円

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室 24,750円～40,710円

※上記のほかに居住費・食費・日常生活費がかかります。

■施設サービスを利用したときの費用の支払い

施設サービス費の自己負担分（1割～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



■所得が低いかたの居住費・食費の負担軽減（特定入所者介護サービス費）

所得が低いかた（住民税非課税世帯のかた）に対しては、本人及び配偶者の年金収入及びその他の所得、資産に応じて居住費・食費の自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。給付を受けるには申請が必要です。

軽減は施設サービスのほか、短期入所生活介護及び短期入所療養介護（それぞれ介護予防を含む）の滞在費・食費においても適用されます。

居住費・食費の自己負担限度額（1日当たり）

区分		居住費				食費
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床型	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超のかた	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※預金額等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合には、該当になりません。

※住民票上、世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料とします。

※婚姻届を提出していない事実婚も配偶者の範囲に含みます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で過ごすことを目的としたサービスです。市が事業者の指定や監督を行います。利用者は、基本的に市の住民に限定されます。

要支援1～要介護5のかたが利用できるサービス

☞ 認知症対応型通所介護

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（7～9時間未満利用した場合） 856円～1,420円

☞ 小規模多機能型居宅介護

通いのサービスを中心として、利用者の選択に基づき、訪問サービス・宿泊サービスを組み合わせて、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。

なお、利用は登録が必要で、訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・福祉用具貸与（それぞれ介護予防サービスも含む）を除いて、他の居宅サービスを受けることはできません。

⇒自己負担（1割）のめやす（1か月当たり） 3,418円～26,964円

※上記のほかに居住費・日常生活費・宿泊費がかかります。

要支援2～要介護5のかたが利用できるサービス

☞ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症と診断された高齢者が少人数で共同生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり） 757円～854円

※上記のほかに居住費・食費・日常生活費がかかります。

要介護1～要介護5のかたが利用できるサービス

📌 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により自宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1か月当たり）

介護と看護を利用 8,287円～29,512円

介護のみ利用 5,680円～25,752円

📌 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。

⇒自己負担（1割）のめやす（1か月当たり） 1,013円

📌 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への通い、自宅に来てもらう訪問（介護と看護）、施設に泊まるサービスが柔軟に受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1か月当たり） 12,401円～31,293円

※上記のほかに食費・日常生活費・宿泊費がかかります。

📌 地域密着型特定施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり） 535円～802円

※上記のほかに食費・日常生活費・居住費がかかります。

📌 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（7～8時間未満利用1回当たり）

739円～1,288円

※上記のほかに食費・日常生活費がかかります。

要介護3～要介護5のかたが利用できるサービス

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり）

多床室 706 円～843 円

従来型個室 706 円～843 円

ユニット型個室・ユニット型準個室 787 円～925 円

※上記のほかに居住費・食費・日常生活費がかかります。